

様式10

一般貨物自動車運送事業の  
(特別積合せ運送を除く)

- 事業計画変更認可申請書
- 事業計画変更届出書
- 施行規則44条1項の届出書

北陸信越運輸局長 殿 長野運輸局長 殿		申請年月日	平成 年 月 日	
		事業者番号	No.	
フリガナ				印
申請者名				
代表者名	連絡担当者			
郵便番号	電話番号			
申請者住所				
<b>変更認可又は届出事項</b>				
①主たる事務所 ②営業所 ③休憩・睡眠施設 ④自動車車庫 ⑤配置車両数				
⑥事業用自動車の種別ごとの数 ⑦事業廃止 ⑧事業休止 ⑨役員変更 ⑩氏名・名称又は住所				
⑪譲渡譲受終了 ⑫合併終了 ⑬分割終了 ⑭事業休止再開				
<b>貨物自動車利用運送にかかる変更認可又は届出事項</b>				
ア. 貨物自動車利用運送を <input type="checkbox"/> する・ <input type="checkbox"/> しない				
イ. 営業所 ウ. 業務の範囲 エ. 保管施設 オ. 利用する運送事業者				
変更項目	( 新 )	( 旧 )		
(変更理由)				
-----				
-----				

注) 本様式による届出は、貨物自動車運送事業法に基づく届出の場合のみとします。

(官庁使用欄) 受付 No. ( )

都計法照会 有 無

	本局受付印
--	-------

平成 年 月 日 (No. )  
 処理予定期間 平成 年 月 日迄  
 補正期間 平成 年 月 日  
 ~平成 年 月 日(日間)

別 紙

1. 事業用自動車の種別ごとの数及び各営業所に配置する種別ごとの数

(1) 普通自動車

所属営業所	(新)					(旧)				
	普通	小型	牽引	被牽引	計	普通	小型	牽引	被牽引	計
営業所										
営業所										
営業所										
営業所										
営業所										
合計										

相互使用に係る車両数(他社名義車両)は、( )書きで内数を記載して下さい。

(2) 霊柩自動車

所属営業所	(新)					(旧)				
	宮型	洋型	バン型	バス型	計	宮型	洋型	バン型	バス型	計
営業所										
営業所										
営業所										
営業所										
営業所										
合計										

2. 変更する自動車の明細

所属営業所	増車・減車の別	最大積載量	年式	所属営業所	増車・減車の別	最大積載量	年式
営業所	<input type="checkbox"/> 増車・ <input type="checkbox"/> 減車	kg		営業所	<input type="checkbox"/> 増車・ <input type="checkbox"/> 減車	kg	
営業所	<input type="checkbox"/> 増車・ <input type="checkbox"/> 減車	kg		営業所	<input type="checkbox"/> 増車・ <input type="checkbox"/> 減車	kg	
営業所	<input type="checkbox"/> 増車・ <input type="checkbox"/> 減車	kg		営業所	<input type="checkbox"/> 増車・ <input type="checkbox"/> 減車	kg	
営業所	<input type="checkbox"/> 増車・ <input type="checkbox"/> 減車	kg		営業所	<input type="checkbox"/> 増車・ <input type="checkbox"/> 減車	kg	
営業所	<input type="checkbox"/> 増車・ <input type="checkbox"/> 減車	kg		営業所	<input type="checkbox"/> 増車・ <input type="checkbox"/> 減車	kg	

3. 増車・(減車)予定日

平成 年 年 日 から実施する。

4. 車庫の必要面積(概算)

積載トン数	1両あたり必要収容能力	車両数	必要面積計	許可収容能力
7.5トンを超えるもの	38㎡	両	㎡	㎡
2.0トンを超～7.5トンまで	28㎡	両	㎡	
2.0トンロング	20㎡	両	㎡	
2.0トンまで	15㎡	両	㎡	
合計		両	㎡	

注) ①「必要面積」÷「認可収容面積」>0.9の場合は、車両配置図の平面図を添付して下さい。

②「1両あたり必要収容能力」の数値はおおよその目安ですので、受理後精査し、認可済収容能力では足りない場合、車庫の収容能力の変更(認可)手続きをしていただく事になりますので、ご承知おき下さい。